

## 第4節 都市における緑と水のネットワークづくり

### 1. 現況と課題

都市においては、地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で、都市の緑や水辺は、身近なうらおいとやすらぎを与える場としてだけでなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気浄化や都市特有の\*ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による\*生物多様性の保全など、大きな役割を担っています。

千葉県は、森林などを含めた緑地の地域的な偏りが著しく、東葛飾・千葉地域など、急速に都市化が進行した地域においては、森林や農地から宅地等への転換が大規模に進んだ結果、緑が非常に少なくなっています。

このため、本県においては、\*特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による\*緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備や一定規模以上の工場等との\*緑化協定の締結などにより新たな緑の空間の創出に努めてきました。

しかしながら、都市地域全体としての緑地は、全国に比べると依然として少ない状況にあります。

また、都市の水辺環境を見ると、その河川や海岸の多くは、生活排水による水質汚濁や防災のための護岸整備等により、県民の生活から遠い存在になってしまいました。

下水道の整備などにより水質の改善が進んだことや海岸・河川等の親水性向上、再自然化の推進等の取組により、失われていた生活空間としての役割を回復してきているものもありますが、まだ、一部に留まっている状況です。

身近な生活環境での緑や水とのふれあいを求める県民の意識が高まる中で、都市の緑地や都市の水辺空間の保全・整備などを引き続き進めていかなければなりません。

さらに、これらの都市の緑や水辺空間が単なる点として存在するのではなく、それらが\*バイオ-

プとして機能を果たし、都市近郊の森林等の自然環境と線・面として結ばれる「緑と水辺のネットワークづくり★」を推進していくことが重要です。

(★ 鳥や昆虫、動物たちが緑地や水辺などを伝わって移動することができるように点在する生物生息空間を結んでいくことは、野生動植物の生息・成育を持続させていく上で重要です。)

### (1) 都市の緑地の現状

#### ア 都市緑地法の概要と指定等の状況

緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、16年6月に「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」（都市緑地保全法、都市公園法等の改正）が制定され、このうち都市緑地保全法については、緑の基本計画事項に都市公園の整備に関する事項を加え、大規模敷地建築物に緑化の義務付けを行う緑化地域制度等を創設する等、緑地の保全のみでなく、民有地も含めた緑化や都市公園の整備を総合的・一体的に推進するための制度の充実を図ったことから、名称が「都市緑地法」と改められました。

#### (ア) 緑地保全地域制度

斜面林や雑木林など都市近郊の豊かな緑地を保全するため、都市計画法における地域地区として都道府県知事又は市町村長が都市計画決定を行い、この地域内においては一定規模以上の建築行為、木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、知事は緑地の保全上必要な場合にはその行為の禁止等を命ずることができます。

特別緑地保全地区と比較し、緩やかな規制を行う制度です。

#### (イ) 特別緑地保全地区制度

都市内に残された緑地を地域地区として都道府県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する制度です。

図表 2-4-1 特別緑地保全地区の指定状況

| 市町村  | 名 称           | 位 置                             | 面積ha | 指定年月日                      |
|------|---------------|---------------------------------|------|----------------------------|
| 市川市  | 平田特別緑地保全地区    | 市川市平田2丁目の一部の区域                  | 0.7  | S56. 3. 20                 |
| 〃    | 子の神特別緑地保全地区   | 〃 北方3丁目の一部の区域                   | 0.7  | 〃                          |
| 〃    | 宮久保特別緑地保全地区   | 〃 宮久保4丁目の一部の区域                  | 0.6  | 〃                          |
| 我孫子市 | 船戸特別緑地保全地区    | 我孫子市船戸1丁目の一部の区域                 | 2.0  | S57. 8. 6                  |
| 佐倉市  | 鑄木特別緑地保全地区    | 佐倉市鑄木町字諏訪尾余の一部の区域               | 1.9  | S59. 8. 21                 |
| 千葉市  | 登戸緑町特別緑地保全地区  | 千葉市中央区登戸5丁目及び稲毛区緑町の一部の区域        | 1.1  | H元. 3. 14                  |
| 柏市   | 南柏特別緑地保全地区    | 柏市豊四季弁天谷の一部の区域                  | 0.5  | 〃                          |
| 流山市  | 松ヶ丘特別緑地保全地区   | 流山市松ヶ丘1丁目の一部の区域                 | 0.3  | 〃                          |
| 千葉市  | 都町西の下特別緑地保全地区 | 千葉市中央区都町1丁目の一部の区域               | 0.7  | H4. 5. 15                  |
| 〃    | 宮崎台特別緑地保全地区   | 千葉市中央区宮崎町の一部の区域                 | 1.8  | H8. 3. 1                   |
| 〃    | 川戸特別緑地保全地区    | 千葉市中央区川戸町の一部の区域                 | 4.1  | H10. 8. 18                 |
| 〃    | 花島観音特別緑地保全地区  | 千葉市花見川区花島町の一部の区域                | 0.4  | 〃                          |
| 〃    | 柏井特別緑地保全地区    | 千葉市花見川区柏井町の一部の区域                | 6.2  | H18. 10. 31                |
| 〃    | 作草部特別緑地保全地区   | 千葉市中央区椿の森3丁目及び稲毛区作草部町の一部の区域     | 0.9  | 〃                          |
| 〃    | 坂月特別緑地保全地区    | 千葉市若葉区坂月町の一部の区域                 | 4.6  | H19. 11. 30                |
| 松戸市  | 栗山特別緑地保全地区    | 松戸市栗山の一部の区域                     | 2.0  | H20. 3. 21<br>(H26. 2. 25) |
| 千葉市  | 長作特別緑地保全地区    | 千葉市花見川区長作町の一部の区域                | 4.6  | H20. 9. 5                  |
| 柏市   | 酒井根特別緑地保全地区   | 柏市東山1丁目及び酒井根6丁目の一部の区域           | 0.9  | H20. 11. 28                |
| 千葉市  | 縄文の森特別緑地保全地区  | 千葉市若葉区小倉町、加曽利町、桜木2丁目及び桜木8丁目の各一部 | 22.0 | H22. 2. 26                 |
| 〃    | 源特別緑地保全地区     | 千葉市若葉区源町の一部の区域                  | 4.9  | H22. 2. 26                 |
| 柏市   | 箕輪特別緑地保全地区    | 柏市箕輪字稻荷 461-1                   | 0.4  | H23. 1. 21                 |
| 松戸市  | 矢切特別緑地保全地区    | 松戸市下矢切字坂之上及び字大堀の各一部の区域          | 0.8  | H23. 3. 15                 |
|      |               |                                 | 0.5  | H26. 2. 25                 |
| 千葉市  | 仁戸名特別緑地保全地区   | 千葉市中央区仁戸名町の一部の区域                | 8.2  | H24. 8. 17                 |
| 〃    | 貝塚特別緑地保全地区    | 千葉市若葉区貝塚町の一部の区域                 | 1.6  | H25. 3. 1                  |
| 松戸市  | 幸谷特別緑地保全地区    | 松戸市幸谷字熊ノ脇の一部の区域                 | 1.5  | H25. 3. 15                 |
| 計    | 25 地区         |                                 | 73.9 |                            |

(27年3月末現在)

これらの代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。(図表2-4-1)

**(ウ) 緑化地域制度**

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

市町村長は都市計画で地域地区として緑化地域を都市計画決定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。

これにより効果的に緑を創出することができます。

**(エ) 緑地協定**

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等

緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度です。(図表2-4-2)

図表 2-4-2 緑地協定締結状況 (26年3月末現在)

| 市町村  | 協定件数 | 協定面積 ha |
|------|------|---------|
| 千葉市  | 176  | 611.70  |
| 市川市  | 12   | 6.46    |
| 佐倉市  | 17   | 56.00   |
| 東金市  | 5    | 44.96   |
| 柏市   | 3    | 35.16   |
| 市原市  | 1    | 1.85    |
| 流山市  | 14   | 9.70    |
| 八千代市 | 76   | 79.99   |
| 我孫子市 | 7    | 42.54   |
| 浦安市  | 1    | 3.81    |
| 四街道市 | 5    | 19.38   |
| 印西市  | 1    | 1.47    |
| 計    | 318  | 913.02  |

### (オ) 市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。

### (カ) 緑の基本計画

緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮しながら住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめた計画です。

この計画の策定状況は、26年3月末現在、都市計画区域の対象48市町村のうち、策定済が26市町、今後策定予定が6市町であり、その重要性に配慮した早急な施策が求められています。

### (キ) 緑化施設整備計画認定制度

緑の基本計画に定められた緑化重点地区・緑化地域内において、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができます。

### (ク) 緑地管理機構制度

都道府県知事は、緑地の保全や緑化の推進を目的として設立されたNPO法人や公益法人を緑地管理機構に指定することができます。

緑地管理機構は地方公共団体に代わって管理協定に基づく緑地の管理や土地の買取り等を行うことができます。

### イ 首都圏近郊緑地保全法の概要と指定等の状況

首都圏近郊整備地帯において良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するため、「首都圏近郊緑地保全法」が制定されています。

保全区域を指定したときには国土交通大臣により定められた近郊緑地保全計画に則って、緑地保全に必要な施設の整備等を行うこととなっています。

また、指定された保全区域における一定の行為については届出が必要となっています。特に自然環境が重要なところについては、特別保全地区として都市計画に定め、この地区内での建築物の新築、土地の形質変更等の行為については許可制がとられています。(図表2-4-3) なお、地方分権一括法の施行に伴い、12年度から行為の許可事務等が当該市へ権限委譲されました。

図表 2-4-3 首都圏近郊緑地保全区域指定状況

(27年3月末現在)

| 市 町 | 名 称                 | 決定年月日      | 面積 ha | 所在地  |
|-----|---------------------|------------|-------|--|
| 千葉市 | 東千葉近郊緑地保全区域         | S42. 2. 16 | 734.0 | 千葉市若葉区五十土町、川井町、大広町、佐和町及び野呂町並びに緑区平山町、高田町及び辺田町の各一部の区域                      |
|     | 東千葉近郊緑地特別保全地区       | S42. 3. 25 | 61.3  | 千葉市緑区高田町及び若葉区野呂町の各一部の区域  |
| 市川市 | 行徳近郊緑地保全区域          | S45. 5. 25 | 83.0  | 市川市大字湊、湊新田及び欠真間の各一部の区域並びにその地先  |
|     | 行徳近郊緑地特別保全地区        | S45. 8. 28 | 83.0  | 同上   |
| 君津市 | 君津近郊緑地保全区域          | S48. 6. 20 | 635.0 | 君津市大字草牛、六手、馬登、作木、大山野、尾車の各一部の区域   |
| 野田市 | 利根川・菅生沼<br>近郊緑地保全区域 | S52. 9. 21 | 862.0 | 野田市大字長谷、小山、船形、目吹、木野崎、三ツ堀、瀬戸、関宿江戸、旧関宿町関宿三軒屋、関宿台町、新田戸、桐ケ作、古布内及び木間ケ瀬の各一部の区域 |

(注) 1. 東千葉近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の一部である。  
2. 行徳近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の全域である。

## ウ 生産緑地地区の状況

都市化の進展に伴い、市街化区域内において優れた農地が無秩序に市街化され生活環境の悪化をもたらすことから、これらを計画的に保全し良好な都市環境をつくるため「生産緑地法」に基づき生産緑地地区を市が都市計画決定しています。（図表2-4-4）

図表 2-4-4 生産緑地地区指定状況 (26年12月末現在)

| 市町村       | 市街化区域面積 ha | 市街化区域内農地のうち生産緑地指定 |          |
|-----------|------------|-------------------|----------|
|           |            | 地区数               | 面積 ha    |
| 千葉市       | 12,881     | 467               | 106.43   |
| 市川市       | 3,984      | 332               | 98.16    |
| 船橋市       | 5,509      | 521               | 192.46   |
| 木更津市      | 3,400      | 85                | 10.95    |
| 松戸市       | 4,444      | 555               | 146.21   |
| 野田市       | 2,399      | 196               | 35.16    |
| 成田市       | 2,326      | 82                | 27.58    |
| 佐倉市       | 2,424      | 15                | 3.76     |
| 習志野市      | 1,859      | 98                | 16.44    |
| 柏市        | 5,453      | 582               | 178.78   |
| 市原市       | 6,125      | 142               | 22.23    |
| 流山市       | 2,151      | 287               | 84.84    |
| 八千代市      | 2,238      | 192               | 52.72    |
| 我孫子市      | 1,615      | 129               | 29.93    |
| 鎌ヶ谷市      | 1,073      | 159               | 70.42    |
| 君津市       | 2,195      | 25                | 3.67     |
| 富津市       | 1,493      | 58                | 12.94    |
| 浦安市       | 1,697      | 0                 | 0.00     |
| 四街道市      | 1,245      | 72                | 21.45    |
| 袖ヶ浦市      | 2,135      | 63                | 8.80     |
| 印西市       | 1,907      | 18                | 2.58     |
| 白井市       | 847        | 49                | 42.53    |
| 富里市       | 479        | 41                | 11.55    |
| 合計<br>23市 | 69,879     | 4,168             | 1,179.59 |

(うち旧法地区)

| 市町村 | 市街化区域面積 ha | 市街化区域内農地のうち生産緑地指定 |       | 種別   |
|-----|------------|-------------------|-------|------|
|     |            | 地区数               | 面積 ha |      |
| 船橋市 | 5,509      | 1                 | 7.27  | 旧第一種 |
| 白井市 | 847        | 7                 | 21.39 | 旧第一種 |
| 計   | 6,356      | 8                 | 28.66 |      |

## エ 風致地区の状況

都市における風致、景観の維持を目的として「都市計画法」に基づく地域地区のひとつとして指定されています。（図表2-4-5）

風致地区内では、「千葉県風致地区条例」又は各市の風致地区条例に基づき、建築物の新築、土地の形質変更等の行為について知事又は市長の許可が必要とされ、都市の風致の維持がなされるよう規制が行われています。なお、市川市は25年4月1日に、銚子市、香取市は26年4月1日に、船橋市は27年1月1日に各市において風致地区条例を策定しました。

なお、千葉県の風致地区条例は、27年4月2日に廃止されました。

図表 2-4-5 風致地区指定状況 (27年3月末現在)

| 市   | 風致地区  | 面積 ha   | 指定年月日                |
|-----|-------|---------|----------------------|
| 銚子市 | 御前鬼山  | 10.8    | S11.12.28(S49.1.29)  |
|     | 川口    | 13.2    |                      |
|     | 海鹿島   | 42.0    | S11.12.28            |
|     | 犬吠埼   | 204.3   | S11.12.28(S49.1.29)  |
|     | 七ツ池   | 154.1   |                      |
| 船橋市 | 葛飾    | 95.0    | S13.10.22(S48.2.27)  |
|     | 中山競馬場 | 89.1    | S13.10.22(S44.4.9)   |
|     | 法典    | 107.2   | S13.10.22(S60.11.8)  |
|     | 滝不動   | 217.0   | S13.10.22(S48.2.27)  |
| 市川市 | 国府台   | 596.0   | S13.10.28(S48.12.28) |
|     | 八幡    | 54.0    |                      |
|     | 法華経寺  | 60.0    |                      |
|     | 大町    | 52.0    | S48.12.28            |
|     | 利風苑   | 7.0     |                      |
| 香取市 | 佐原    | 244.0   | S17.4.4              |
|     | 香取神宮  | 357.0   |                      |
| 計   | 16地区  | 2,302.7 |                      |

(注) ( )は最終指定年月日

## オ 保存樹・保存樹林の状況

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」により、市町村長は、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団を、保存樹又は保存樹林として指定できます。26年3月末現在、千葉市で保存樹林1箇所5,990㎡、市川市で保存樹10本、保存樹木3箇所15,109㎡が指定されています。また、16市で各市の条例により保存樹2,801本、保存樹林1,560箇所5,890,910㎡が指定され、良好な都市環境の維持向上を図っています。

## カ 地区計画制度等

身近にある比較的小規模な屋敷林、社寺林、草地等の緑化について、地区計画制度等を活用して緑地の保全のための規制を現状凍結的にかける制度です。

## キ 緑化協定の概要と締結状況

### (ア) 協定の概要

一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象とし、「千葉県自然環境保全条例」第26条の規定により、用地別及び新・既設別に応じて\*緑地率を規定し、緑化の実施及び維持管理について協定を締結しています。また、県は協定締結者に対し緑化技術等の指導助言を行っています。

### (イ) 協定の締結状況

26年度には、工場用地等に係る27件について22.2haの緑地を確保する協定を締結しました。27年3月末における締結中の協定の総数は994件、緑地面積は合計1,330.24haとなっています。

## 2 県の施策展開

### (1) 都市の緑化対策

#### ア 緑の空間の創造

都市においては、地表の多くがコンクリートなどで覆われ、ビルが立ち並ぶなど生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で都市の緑の空間は、身近なうるおいややすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気浄化や都市特有のヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による生物多様性の保全など大きな役割を担っています。

このため、本県においては特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全

図表 2-4-6 都市公園の種類及び現況

(26年3月末現在)

| 種類    | 種別         | 箇所    | 面積(ha)   | 内 容   |  |
|-------|------------|-------|----------|---|--|
| 基幹公園  | 住区基幹公園     | 街区公園  | 4,896    | 715.47  | もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。                          |
|       |            | 近隣公園  | 281      | 512.01  | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を面積2haを標準として配置する。                |
|       |            | 地区公園  | 65       | 325.55  | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1住区当たり1か所、面積4haを標準として配置する。                 |
|       | 都市基幹公園     | 総合公園  | 34       | 634.1   | 都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。 |
|       |            | 運動公園  | 24       | 322.93  | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。           |
| 都市林   |            | 0     | 0        | 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する  |  |
| 広場公園  |            | 19    | 4.87     | 主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。   |  |
| 特殊公園  |            | 41    | 213.89   | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する  |  |
| 大規模公園 | 広域公園       | 6     | 275.2    | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度面積50ha以上を標準として配置する。  |  |
|       | レクリエーション都市 | 1     | 38.33    | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。 |  |
| 緩衝緑地  |            | 25    | 184.16   | 大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。  |  |
| 都市緑地  |            | 848   | 687.91   | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。             |  |
| 緑道    |            | 73    | 76.93    | 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。                     |  |
| 国営公園  |            | 0     | 0        | 主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。                                  |  |
| 合計    |            | 6,313 | 3,991.42 | $\frac{3,991.42 \text{ (総公園面積)}}{6,028 \text{ 千人 (都市計画区域内人口)}} = 6.62 \text{ m}^2/\text{人}$   |  |

を図るとともに、都市公園の整備などにより新たな緑の空間の創出に努めています。

#### (ア) 都市公園の整備

都市公園は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持ち、都市の基盤整備であることから、その施設の整備充実を図っています。県では、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、長生の森公園（茂原市）、八千代広域公園（八千代市）、市野谷の森公園（流山市）等の事業を進めています。

本県における都市公園等は、26年3月末現在33市6町1村で6,313箇所、面積3,991.42haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約6.62㎡となっています。（図表2-4-6）

### (イ) ビオトープの推進

学校\***ビオトープ**フォーラムは24年度で終了し、25年度からは県内の企業・市民団体・学校等でビオトープの整備や維持管理に携わる方々を対象とした「ビオトープ実地講座」を実施しています。

#### イ 緑化意識の高揚

県立都市公園においては、公園利用者等に緑化意識の向上や公園に親しんでもらうために相談業務等を、青葉の森公園、柏の葉公園及び北総花の丘公園において行っています。

このほか指定管理者の自主事業により講習会等を行っている公園もあります。

#### ウ 都市地域の農地の活用

生産緑地法によって指定された生産緑地地区を保全することにより、開発等による農地の減少を抑止し、都市部における緑地の保全を図っています。

道の高度処理水（りんや窒素等をさらに取り除いた処理水）を都市の貴重な水資源として活用し、都市河川の上流に導水することで健全な水循環を再生する取組を進めています。

この具体的な事例として、19年10月から長津川及び飯山満川へ印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で処理した下水高度処理水の導水を実施しています。

#### イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高め、河川美化愛護意識の向上を図るため、県が管理する河川等において、清掃・除草・草花の植栽や水辺における環境の保全に関する活動などを実施している団体等に対し、清掃、除草用具の支給、貸出、保険料の負担等の支援を行う「千葉県河川海岸\***アダプトプログラム**」制度を20年度から導入し、26年度末で61団体と合意書を締結しました。

## (2) 水辺空間の形成

### ア うるおいある水辺空間の整備

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出しながら（「多自然川づくり」と言います）、魅力ある水辺空間の整備を行っていきます。

船橋市の中央部に位置する海老川水系では、都市化の進展に伴い河川の流量の減少や水質の悪化などが心配されています。このため、下水

### (3) 緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援しています。これによって生物がその生息空間であるビオトープの間を往き来できる連続性の確保が図れます。

26年度は、「緑の基本計画」の策定団体はありませんでしたが、引き続き河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めています。

## 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名                       | 基準年度   | 現況   | 目標                    |
|---------------------------|--|--|-----------------------|
| 1人当たり都市公園面積<br>(都市計画区域人口) | 6.02 m <sup>2</sup> /人<br>(17年度末)<br>[参考]<br>全国(H17末)<br>9.1 m <sup>2</sup> /人 | 6.6 m <sup>2</sup> /人<br>(25年度末)<br>[参考]<br>全国(H25末)<br>10.1 m <sup>2</sup> /人 | 全国平均値に近づけます<br>(30年度) |

### 《評価》

基準年度と比べ増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。

## 第5節 野生生物の保護と管理

### 1. 現況と課題

メダカやニホンアカガエル、エビネやキキョウなどは、かつては身近に見ることができましたが、いつの間にか多くの地域で姿を消しつつあります。

こうした野生生物の実態を把握し、広くその保全を呼びかけるために、県では、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化し、千葉県\*レッドデータブックとして公表しています。

また、その生息地を自然環境保全地域等に指定することなどにより保護に努めていますが、指定地域は限られており、このまま開発や市街化、\*里山の荒廃等により自然環境の悪化が進むと、さらに絶滅種や絶滅が拡大することが懸念されます。

また、もともとその地域に生息していなかった種で、人間によって持ち込まれた生物種を「\*外来種」と呼びますが、この外来種による在来種や\*生態系への影響が次第に深刻化しています。

千葉県には多くの外来種が見られますが、外来種のうち在来種の生息を脅かすことが危惧されるなどの理由により、外来生物法で指定された\*特定外来生物が、県内では32種類確認されています。

このうち、アカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等については、生態系への影響等が懸念されることから、個別に防除実施計画を作成し、捕獲等対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。

さらに、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、これにより農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大するなど、地域社会に大きな影響を与えているとともに、自然環境の変化がさらに進むという状況も生じています。

このため、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、併せて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど、人と野生鳥獣と

の棲み分けを進めることが必要です。

#### (1) 野生生物の生息・生育状況

本県の野生生物相は、北方系要素と南方系要素が共存するため、多様性が高いとされています。

生物多様性の豊かさは、気候的要因とともに地史的要因も深く関係しています。

気候的には、房総半島沖で暖流の黒潮と寒流の親潮が交わり、陸域は暖温帯に位置しています。

本県は暖温帯性の常緑広葉樹林（照葉樹林）の北限域にあたり、南部の房総丘陵や海岸線は、温暖で無霜地帯もあります。スダジイやタブノキの林が発達し、南方系の生物が多く生息・生育し、分布の北限となる種が多く見られます。植物ではハマユウやホルトノキ、動物ではシロヘリハンミョウやケシウミアメンボなどが知られています。

一方、北部の下総台地は、落葉広葉樹のコナラやイヌシデの林が発達し、北方系の生物が多く生息・生育しています。

地史的には房総丘陵と下総台地とでは成立ちが異なります。

下総台地は、洪積台地と沖積低地からなり、太平洋や東京湾、江戸川、利根川に囲まれ、手賀沼と印旛沼の広大な内水面が作られ、さらに、谷津が樹枝状に入り組む独特な地形が形成されました。

かつての手賀沼と印旛沼は沈水植物の宝庫として知られ、全国的な希産種のガシャモクやササバモ、その交配種のインバモなどが繁茂していました。

房総丘陵は、海に沈まず島状に孤立した時期を経たことで、固有な生物が生じました。植物ではアワチドリやヒガンナムシグサが千葉県固有亜種として知られ、動物では固有種としてカズサヒラタゴミムシ、ボウソウサワヒシバツタなどが、固有亜種としてキヨスミビロードマイマイやボウソウヤマキマダラヒカゲ、アカオサムシ、アワカズサオサムシなどが知られています。

九十九里平野は下総台地と房総丘陵とは別に、約6千年前から浅瀬に砂が堆積し始め、砂堤と低



地が交互に帯状に列をなす独特な地形として形成されました。昭和初期には、国内の低地としては、最も生物多様性が高い地域の一つとして全国に知られていました。多くの食虫植物やラン科のトキソウ・サギソウ、カヤツリグサ科のクジュウクリテンツキ・イッスンテンツキなどの希少種が豊富に生育していました。

このように、地域による気候的、地史的な違いが本県の生物多様性を豊かにし、在来種としては、維管束植物1,998種、コケ植物401種、地衣類258種、大型菌類702種、哺乳類22種、鳥類約400種、両生・爬虫類26種、汽水・淡水産魚類74種、昆虫類約6,600種などが報告されています。

しかし、開発や工事等による生息・生育環境の悪化、分断、消滅を始め、乱獲、外来種との競合、気候温暖化などの影響により、野生生物の生息・生育が脅かされています。

これらの保護と地域の特徴を生かした生息・生育環境の保全が重要な課題になっています。

## (2) 希少種の状況 (レッドデータブック)

千葉県保護上重要な野生生物をまとめた「千葉県レッドデータブック植物・菌類編」(2009年改訂)には、消息不明・絶滅生物(X)が78種、野生絶滅(EW)が5種、最重要保護生物(A)と重要保護生物(B)が合わせて404種、要保護生物(C)が271種、一般保護生物(D)が206種、計964種が掲載されています。

また、レッドデータブック動物編(2011年改訂版)には、消息不明・絶滅生物(X)が78種、最重要保護生物(A)が248種、重要保護生物(B)・要保護生物(C)・一般保護生物(D)を合わせて576種、計902種(※情報不足1種含む)が掲載されています。

植物・菌類編と動物編を合わせるとその総数は1,866種となり、分類群ごとに見るとその割合は、およそ維管束植物の30%、コケ植物15%、淡水藻類90%、地衣類15%、大型菌類数%、哺乳類80%、鳥類40%、爬虫類100%、両生類85%、汽水・淡水魚類40%、昆虫類10%と、多くの野生生物

が保護を必要としています。

生息・生育を脅かしている主な要因は、1950年代以降における森林伐採や開発、工事に伴う環境の悪化と生息・生育地の分断・消失が最も大きいとされてきました。

しかし、近年は、ほかにも、自然に対する人間の働きかけが減ることによる植物群落の遷移進行や気候の温暖化、外来種の影響などが大きな要因になってきました。

人間の働きかけの低下では、水田の耕作放棄や森林の管理放棄などによる植生の遷移などによって自然環境が変化し、本県に特徴的な里山や草地、谷津に生息・生育する生物の絶滅が危惧されています。

温暖化については、北方系要素の生物や海岸線に見られる生物などへの影響が懸念されています。

また、九十九里平野の湿地に分布しているサギソウやオオミズトンボなども個体数が激減し、絶滅寸前です。北総台地においても、カタクリやフクジュソウなどへの影響が懸念されています。

近年、外来種との競合や捕食、遺伝子汚染も懸念されています。特に、アライグマや外来のクワガタムシなどの昆虫類への対策が大きな課題です。

また、房総半島南部におけるニホンジカの生息密度の高い地域では、低木層の本数密度や種数が減少し、植生が貧化している状況にあり、後継樹であるシイ・カシ類の生育が阻害されているため、希少種への影響も懸念されています。

## (3) 外来種の状況

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに住んでいた種(在来種)との競合やその捕食、在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への影響が問題となっています。

このため、生態系への影響や、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(略して「外来生物法」)。法では外国から持ち込まれた種だけが対象。)が16年に制定さ

れ、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

「特定外来生物」は野外に放つことが禁止され、輸入、飼養、栽培、保管、運搬が原則禁止とされています。

「特定外来生物」には113種類（27年3月現在）の生物が指定されており、そのうち千葉県内で確認されたことのある種は32種類です。（図表2-5-1）

図表 2-5-1

| 千葉県で確認されている「特定外来生物」(32種類) |  |
|---------------------------|--|
| (哺乳類)                     | アカゲザル、アライグマ、キョン、マスカラット、アカゲザル交雑種  |
| (鳥類)                      | ソウシチョウ、ガビチョウ、カオジログビチョウ、カオグログビチョウ、カナダガン   |
| (爬虫類)                     | カミツキガメ   |
| (両生類)                     | ウシガエル  |
| (魚類)                      | チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、ストライプトバス                                       |
| (甲殻類)                     | ウチダザリガニ  |
| (クモ類)                     | セアカゴケグモ  |
| (昆虫類)                     | セイヨウオオマルハナバチ   |
| (軟体動物)                    | カワヒバリガイ  |
| (植物)                      | ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、ナルトサワギク、アメリカオオアカウキクサ |



|  |  |
|--|--|
| <p><b>アライグマ</b><br/>北米原産で、ペットとして飼育されていたものが、逃走・遺棄により各地で野生化しています。千葉県では、1990年代に定着しました。生態系被害、農作物被害や住宅等の屋根裏に住みつくななどの生活被害が問題になっています。</p> | <p><b>キョン</b><br/>中国南東部や台湾に自然分布する小型のシカの仲間です。1980年頃より房総半島において野生化した個体が確認されており、房総半島中南部に定着しています。在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあります。</p> |
|--|--|

#### (4) 鳥獣保護区等の指定状況

多様な鳥獣が生息する森林や集団で渡来する水鳥等の渡来地である湖沼など、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が必要な地域について、鳥獣保護区に指定するとともに、鳥獣の保護繁殖上、特に必要があると認められるときは、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定して、一定の行為の制限を行っています。（図表2-5-2）

なお、習志野市の国指定鳥獣保護区（谷津干潟）が、5年6月に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（\*ラムサール条約）」の登録湿地として指定されました。

図表 2-5-2 鳥獣保護区等の指定状況(27年3月末現在)

| 区分             | 箇所数 | 面積(ha)    |
|----------------|-----|-----------|
| 鳥獣保護区          | 60  | 42,666.6  |
| (特別保護地区)       | (6) | (427)     |
| 特定猟具使用禁止区域(銃器) | 226 | 191,140.4 |
| 特定猟具使用禁止区域(わな) | 1   | 363       |
| (参考) 国指定鳥獣保護区  | 1   | 41        |
| 指定猟法禁止区域(鉛散弾)  | 1   | 245       |

## 2 県の施策展開

### (1) 希少な生物の保護対策の推進

#### ア 希少な生物の保全

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されているミヤコタナゴについて、安定した生息環境の確保を図るため、水路環境の整備、ミヤコタナゴの保護飼育及び人工繁殖、生息状況の定期的観察などの保護増殖事業を実施しています。

さらに、回復計画を策定して保護回復に取り組んでいるシャープゲンゴロウモドキは23年4

月1日に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されました。

また、県内希少種であるヒメコマツについても回復計画を策定して、回復事業を進めています。

### イ レッドデータブックの改訂

7年度から5か年計画で、県内に生息・生育する保護上重要な野生生物の現状と保護の在り方をまとめた「千葉県レッドデータブック」を刊行することとし、10年度に「植物編」を、11年度に「動物編」を初めてとりまとめました。

その後、野生生物の生息・生育状況の変化を踏まえ、レッドリスト（レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の「植物編」を15年度に、「動物編」を17年度に改訂しました。

そして、「千葉県レッドデータブック」の「植物編」を20年度に改訂し、「動物編」を22年度に改訂しました。

これらは、環境アセスメントや希少な野生生物の保護等に活用されています。

## （2）外来種対策等の推進

県では、特定外来生物のうち、既に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等について、防除実施計画を策定し、防除を実施しています。

外来種全般の対策については、専門家からなる「千葉県希少生物及び外来生物に係るリスト作成検討会」において、現状の把握や対策の考え方等について検討を行い、リスト及び対策の基本的な考え方をとりまとめています。

## （3）鳥獣の保護管理

### ア 鳥獣保護管理事業計画の策定

本県の野生鳥獣については、都市化や工業化に伴う開発の進展による干潟の埋立てや森林の伐採などにより、生息環境が悪化して、生息数が減少しているものがある一方、生息数が増加して、生活環境や農林水産業等に大きな被害を

及ぼしているものがあります。

鳥獣による被害を防止し、鳥獣の適正な保護繁殖を図るためには、長期にわたる計画的な鳥獣保護対策及び生息数の調整等鳥獣の適正な管理を行うことが必要です。

このため県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づき「千葉県第11次鳥獣保護管理事業計画」（27年度～28年度）及び「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画」（ニホンザル：27年度～28年度、ニホンジカ：27年度～28年度）及び「千葉県第二種特定鳥獣管理計画」（イノシシ：27年度～28年度）により、農林水産業等との調整を図りながら、鳥獣の適正な管理対策を推進しています。また、鳥獣保護管理員を設置するなど、鳥獣保護管理事業の実施体制を整備しています。

### イ 鳥獣の人工増殖及び放鳥

狩猟による影響を受けやすいウスアカヤマドリについては、生息数が減少傾向にあるため、人工増殖を行い鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域に放鳥して生息数の回復を図っています。

なお、26年度は150羽放鳥しました。

### ウ 鳥獣の生息状況等の調査

鳥獣の適切な保護管理対策を実施するためには、鳥獣の生息状況を把握することが不可欠です。このため、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンザル・ニホンジカについて生息状況等の調査を実施しています。

### エ 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、県民の理解と協力が不可欠です。このため、\***愛鳥週間**（毎年5月10日～16日）行事（探鳥会、ポスターコンクール）などを通じて、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

また、獣医師による傷病鳥獣の治療や登録したボランティアによる野生復帰までの飼養を内容とした傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳野鳥観察舎に傷病鳥の収容・回復訓練施設を設置しています。

26年度は853件の傷病鳥獣の救護を行いました。

## オ 有害鳥獣による被害対策

県中南部地域を中心に鳥獣による農林業被害が深刻な状況にあることから、19年1月に「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、「防護」・「捕獲」・「資源活用」・「生息環境管理」の4つのプロジェクトを総合的に推進しています。

なお、鳥獣による被害が生じている場合又はそのおそれがある場合において、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合には、市町村等の申請に基づき、有害鳥獣捕獲の許可を行い、被害防止を図っています。

また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法20年2月施行）に基づき、被害防止計画を作成した市町村は、主体的に被害防止対策を実施することができるとともに、国などから必要な財政上の支援を受けることができます。

市町村被害防止計画は45市町村（27年3月現在）で作成されています。

## カ ニホンザル・ニホンジカに係る管理対策

本県のニホンザル及びニホンジカについては、房総丘陵を中心に生息する孤立した地域個体群で、一時期は生息数が著しく減少したことがあります。その後の保護対策や生息環境の変化などにより、生息数が増加するとともに生息域が拡大し、農林業等被害が発生しています。

このため、14年度にニホンザル、16年度にニホンジカについて、第1次特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに、27年度からは第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンザル及びニホンジカの管理対策を実施しています。

ニホンザルについては、コアエリア(保全地域)を設定して、コアエリア内に生息するサルを保護するとともに、群単位で加害状況等を評価して、保護と管理を行う「群れによる管理」を目指しています。

また、ニホンザル生息域の広範囲でアカゲザルとの交雑個体が見つかっており、ニホンザルと交雑個体が混住している状態での交雑対策の可能性を検討していきます。

ニホンジカについては、生息区域を保全調整地域、農業優先地域、拡大防止地域にゾーニング区分を行い、区分ごとに目標密度を設定しています。ニホンジカの個体数調整に当たっては、この密度から算出した頭数（1,000～1,500頭）を将来的に維持すべき目標頭数とし、個体数の調整を実施しており、19年度からは、入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で銃猟を実施しています。

なお、ニホンザル・ニホンジカとも、科学的根拠に基づいた管理を行うため、生息状況等について、継続的な調査を実施しています。

## キ イノシシに係る管理対策

イノシシによる農作物被害が、依然として深刻であることから、27年度に千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を策定し、これに基づきイノシシの管理対策を実施しています。被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑えるため、生息区域のうち、被害対策地域、拡大防止地域においては、最大限捕獲するとともに、防護柵の設置等も併せて実施しています。

## ク 狩猟の適正化

鳥獣の捕獲等を行う場合には、原則として鳥獣保護管理法に基づく許可が必要になりますが、狩猟者登録をした者が狩猟期間内（本県では、11月15日から翌年2月15日まで）に狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、許可は不要となります。

ただし、ニホンジカの銃猟は、狩猟者登録のほか、知事の承認（入猟者承認制度）が必要です。

県では、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験の実施及び講習会の実施と併せた狩猟免許更新事務のほか、狩猟者登録などの事務を行っており、26年度は322人が狩猟免許を取得しています。

また、狩猟による事故の発生を防止するため、警察等と連携して安全対策会議を開催するとともに、銃器及びわなの使用による危険防止等のため特定猟具使用禁止区域を指定しています。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名                  | 基準年度                             | 現況                                  | 目標                      |
|----------------------|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 希少動植物の保護回復計画の策定      | 未策定<br>(19年度)                    | 3市町(ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ)<br>(26年度累計) | 全市町村で作成<br>(30年度)<br>※1 |
| 特定外来生物の防除対策の実施<br>※2 | カミツキガメ<br>約1,000頭<br>(17年度)      | —                                   | 県域から排除します<br>(30年度)     |
|                      | アカゲザル<br>約1,100頭<br>(19年度)       | 約400頭<br>(26年度)                     |                         |
|                      | アライグマ<br>約1,000～7,000頭<br>(19年度) | 約10,000頭<br>(23年度)                  |                         |
|                      | キョン<br>約1,400～5,400頭<br>(19年度)   | 約40,700頭<br>(26年度)                  |                         |

※1 回復計画は、ヒメコマツは関係1市(君津市)、シャープゲンゴロウモドキは関係3市町の協力を得て策定された。今後の計画策定については、「緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。」こととしている。

※2 基準年度及び現況の頭数は推定生息数。

#### 《評価》

希少な野生生物の保護回復計画は、基準年度は未策定でしたが、県が策定主体となり関係する3市町と連携して2種の希少野生生物について策定しています。

特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づき防除を実施していますが、2つの種の推定生息数は基準年度と比べて増加しています。